

職員の公募について

公益財団法人医療機器センターは昭和 60 年 6 月 21 日に設立され、我が国の医療の将来に適応した医療機器の研究開発と振興、及びその適切な普及、さらには医療従事者及び医療機器に関する責任技術者等に対する各種講習会を開催し資質向上を図っている。

また、昭和 63 年 3 月、臨床工学技士法第 17 条による臨床工学技士国家試験の指定機関として厚生労働大臣から指定を受け、試験の実施に関する事務を行っている。これらの事業を通じて広く国民の健康増進と医学の向上に寄与することを目的とした公益法人である。

今回公募する人材は、幹部職員として本財団の運営に資する知識と豊富な経験を有し、さらには、事務管理能力及び経理業務に精通し、公正中立の立場を堅持しつつ、不断にかつ迅速的確な対応判断が出来る人材を求める。

§ 職務内容書

1. 機関名：公益財団法人医療機器センター

(法人の業務概要)

本財団は、医療機器の研究開発等に関する調査研究を行い、その適正な普及及び向上を助長奨励するとともに、認証を行い、医療機器産業の健全な発展を図り、臨床工学技士の国家試験事務等の諸事業を行う。

(主な事業内容)

- (1) 医療機器の研究開発及び実験並びにこれらに関する助成を行うこと。
- (2) 医療機器の研究開発、生産、輸出入、流通、配置及び使用（以下「研究開発等」という。）に関する調査研究並びに情報収集及び提供を行うこと。
- (3) 医療機関及び医療機器関係企業に対し、医療機器の研究開発等に関する指導その他必要な技術援助を行うこと。
- (4) 指定管理医療機器及び体外診断用医薬品の製品認証を行うこと。
- (5) 医療機器に関する責任技術者等の技術者及び取扱者に対する研修を行うこと。
- (6) 臨床工学技士国家試験の実施に関する事務を行うこと。
- (7) 出版物の刊行及び講演会等の開催を行うこと。
- (8) 医療機器に関する内外関係機関・団体等との連絡及び協力を行うこと。
- (9) その他この法人の目的を達成するために必要な事業を行うこと。

2. 公募する職員の役職

部長職（試験事業部）

3. 職務内容

- 本財団の事業が円滑に運営できるよう所掌する事業部を管理統括する。

4. 必要な資格・経験

- 原則として、年齢が 65 歳未満であること。
- 企業、団体等において、管理職等としてマネジメントを行った経験を有し、かつ、リーダーシップを発揮してきた経験を有すること（これと同等の経験を有することを含む）に加えて、公益的業務における経理、事務管理能力を有していると認められること。
- 事業運営にあたっての十分な知識や経験を有し、また、総合的、効果的な企画力、実行力に富んでいること。
- 中立性、公平性を担保して業務を遂行できるよう、在任中は周囲の誤解を招くような利害関係者との接触を慎むことができる人格高潔で高い倫理観を有していること。
- 円滑な渉外交渉や業務調整の遂行を図ることのできる十分な経験及び能力を有していること。
- 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 6 条第一号に該当しないこと。

5. 勤務条件等

採用時期：平成 29 年 7 月 1 日

勤務形態：常勤（嘱託職員）

勤務地：公益財団法人医療機器センター内
東京都文京区本郷 3 丁目 4 2 番 6 号

給与：当財団規定による。

勤務時間：当財団規定による。

福利厚生：健康保険、厚生年金、健康診断

6. 選考方法

- (1) 一次選考（書類審査）
- (2) 二次選考（面接）
財団に設置する選考委員会において最終選出する。

7. 応募方法

(1) 応募書類

次の①、②の書類を簡易書留により郵送する。

なお、提出された書類については、返却しない。

① 履歴書

- ・ 氏名を自署の上、押印すること。
- ・ 3 ヶ月以内に撮影した上半身正面の写真（縦 4 cm×横 3 cm）を添付すること。
- ・ 学歴は、義務教育修了時から年代順に記入すること。
- ・ 職歴は、民間企業や国、地方公共団体等の経営・運営に係る職歴、その他の職歴を記入することとし、企業名又は団体名、職名及び職務内容を記入すること。

② 自己アピール文書（A 4 版（40 行×40 文字で 1～2 枚程度）

公募ポストの職務内容及び必要な資格経験等を踏まえ、自らがこのポストに適任であること。

医療機器センターの将来ビジョン等をポイント毎に簡潔にまとめること。

(2) 応募書類の提出先

〒113-0033

東京都文京区本郷 3 丁目 4 番 6 号 NKD ビル 7 階

公益財団法人医療機器センター 総務部 宛

(3) 応募期限

平成 29 年 5 月 31 日（水）必着